

公共建築物における“奈良の木”利用推進方針（概要）

1 意義及び効果

(1) “奈良の木”利用の推進の意義

生産流通システムの合理化とあわせた県産材利用の推進

林業・木材産業の振興による

- 森林の有する多面的機能の持続的な発揮
- 山村その他の地域の経済の活性化、雇用の確保の実現

(2) “奈良の木”利用の効果

- ①公共空間の高質化
- ②循環型社会形成への貢献
- ③林業及び木材産業の振興への寄与
- ④一般建築物等における県産材利用の拡大
- ⑤木の文化の継承への寄与

2 基本的考え方及び目標

(1) “奈良の木”利用の基本的考え方

①公共建築物のあり方

県民の共通の財産で、多くの人に長年に使用される性質から
・公共施設としての機能・利用者の利便性・安全性確保
・長寿命化、ライフサイクルコストの低減等の考慮

②公共建築物への木材利用の課題

- ・構造強度、耐火性能、耐久性能
- ・木材関連技術の活用と設計上の工夫への取り組み
- ・調達期間、価格

③公共建築物における県産材利用に向けて

公共建築物の機能及び利用者の利便性や安全性の確保を前提に木材利用の効果と費用とを総合的に考慮し、可能な限り県産材活用

(2) “奈良の木”利用の目標

①低層建築物における木造化の推進

耐火建築物等が求められない低層建築物の木造化の推進
(表1参照)

(表1)

低層の構造物(3000m²以下に限る)は、下記の表のとおり耐火性の制約はないが、中・大型構造物については、耐火性能等の制約がある。

高さ、軒下	階数	
13m、9m超え	4~	耐火建築物
	3	1時間準耐火の措置等
	2	1時間準耐火の措置等又は、30分間の加熱に耐える措置等
13m、9m以下		木造で可能

(注) 施設の用途により別途制限がかかる(例:学校は2階建て以下、2000m²まで)

②内装等の木質化の推進

多くの県民が利用する部分等の内装の木質化、景観上の観点からの外装の木質化の推進

③「奈良県地域認証材」の利用の促進

トレーサビリティ確保・品質確保のため「奈良県地域認証材」の利用の促進に配慮

(3) “奈良の木”の適切な供給の確保

①木材生産・流通の合理化及び技術開発の推進

②円滑な調達方法の検討と「奈良県地域認証材」の拡充等及び取扱事業者の拡大

3 一般建築物への“奈良の木”利用の促進

- (1)市町村及び民間等への一般建築物における“奈良の木”利用の拡大のための要請と支援
- (2)取組状況について県民に対する積極的なPR

4 建築物以外への“奈良の木”利用の推進

- ・県産材を原料とした備品・消耗品や、工作物・工所用資材について県産材利用
- ・木質バイオマスによる暖房器具やボイラーの導入の検討

5 「奈良の木利用推進協議会」の設置（県・市町村・関係団体による会議）

県産材利用の推進方策検討、連絡調整、助言 等

6 「奈良の木利用促進連絡会議」の設置（県関係部局横断的な会議）

県産材利用の推進方策検討 等